

# 今後の運賃WGの検討事項について

---

令和6年9月3日

物流・自動車局旅客課

## 1. 次回の運賃WGについて

令和7年秋頃の運賃見直しの方針等について議論するため、令和7年3月頃に第13回運賃WGを開催する。

## 2. 残課題への対応について

### ● 遠距離逓減割の検討

令和6年4月より改善基準告示が改正されたことにより、遠距離運行を行うためには従前以上に経費がかかるようになった（1人乗務が2人乗務になる等）ことから、この制度改正がコストに与える影響を踏まえつつ、改めて「営業政策的割引」として遠距離逓減割を導入することの是非を検討する。

### ● 新たな年間契約特例の検討について

現状は、以下のとおり実働率を用いて年間契約額（実質的に3割引きの額）を算定する方法であるが、大きな社会的変化（例：コロナ禍）により実働率が大幅に低下した場合に運賃が過度に安くなるという課題があるため、年間契約専属車両とそうでない車両の収入とコストを調査し、一定の割引率を設定することを検討する。

1日あたりの貸切バス運賃 × 実働日数【365日 × 実働率（※）】 = 年間契約額

⇒ 年間契約額で**実働日数の1.4倍まで運行可能とすることで、実質的に約3割引**となる制度。

※貸切バス事業者の実働実積率と地域ブロックの平均実働率の間

（例）83,100（1日あたりの貸切バス運賃） × 【365日 × 65%（実働率） = 237日】（実働日数） = 19,694,700（年間契約額）

⇒ **237日分の運賃で331日（=237×1.4）までの運行が可能（約3割引）**

### ● 実費収受の適正化の検討について

実費を一時的にバス事業者が負担した場合は旅客に対して確実に転嫁するよう改めて事務連絡を発出するとともに、様々な機会をとらえた運賃制度の周知を通じて、貸切バスの発注者に対しても実費の取扱いについて理解を求めていくこととする。